

小牧市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱

〔平成22年7月5日〕
22小財第204号

(趣旨)

第1条 自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けについては、小牧市財産管理規則(昭和39年小牧市規則第12号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(貸付けの相手方の選定等)

第2条 貸付けの相手方の選定は、原則として、制限付一般競争入札(以下「入札」という。)の方法により選定するものとする。

2 前項の入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(最低貸付料)

第3条 貸付けに係る最低貸付料は、「平成26年度以降の普通財産及び行政財産の貸付料基準と行政財産目的外使用許可に伴う使用料の算定基準等について(平成26年3月17日25小財第902号総務部長通知)」により適切に算定した額とする。

(貸付けの方法、期間等)

第4条 貸付けの方法は、次の各号に掲げる貸付けに応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 建物の余裕部分の貸付け 原則として、借地借家法(平成3年法律第90号)第38条に基づく定期建物賃貸借契約によるものとする。

(2) 建物等の敷地の余裕部分の貸付け 民法(明治29年法律第89号)第601条に基づく土地の賃貸借契約によることを原則とし、臨時設備の設置が必要な場合には借地借家法第25条の一時的な借地権の設定によるものとする。

2 貸付期間は、3年以内とし、貸付期間の更新は、行わないものとする。

3 第1項第1号の貸付けに際し、前項の貸付期間について周知を図るため、入札公告時に、自動販売機の設置に係る市有財産有償貸付契約についての注意事項(様式第1)を配付するものとする。また、契約期間満了の1年前から6月前までの間に、相手方に対し、様式第2により契約の終了を通知するものとする。

4 契約書は、市有財産有償貸付契約書(様式第3)を例として所要の契約書を作成するものとする。

(貸付面積)

第5条 行政財産の貸付面積は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項の規定に基づき行政財産の用途又は目的を妨げない面積を限度とする。

(貸付料等の算定及び改定)

第6条 貸付料は、落札価格（建物の場合並びに土地で消費税及び地方消費税の対象となる場合には、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額）とする。

2 貸付料は、契約期間中は改定しないものとする。

3 光熱水費は、設置者においてあらかじめ自動販売機に設置した専用メーターにより算定するものとする。

（貸付料等の納付）

第7条 貸付料は、原則として、年1回の納付により前納させるものとする。

ただし、特段の事情があると市長が認める場合は、均等分割により納付させることができる。

2 貸付けの相手方が納付期限までに貸付料又は光熱水費を納付しない場合は、納付期限の翌日から納付した日までの期間に応じ、当該未納金額に年14.6パーセントの割合を乗じて算出した額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を延滞金として徴収する。

（用途の指定等）

第8条 貸付けの契約を締結するときは、貸付けの相手方に対して、規則第8条の2の規定により準用する第15条の規定に基づき、当該貸付財産の用途を「自動販売機の設置場所」に指定するものとする。

2 前項の規定により指定した用途（以下「指定用途」という。）の変更は、行わないものとする。

3 市長は、貸付期間中において、定期又は随時に実地調査を実施し、貸付けの相手方による貸付財産を指定用途に供する義務その他の契約に基づく義務の履行状況について確認するとともに、自動販売機を設置する事業者から、賃貸借に係る自動販売機の売上状況について報告させるものとする。

（原状変更及び権利の転貸等の禁止）

第9条 貸付けの相手方が、貸付財産の原状を変更することは、認めないものとする。

2 貸付財産の転貸及び賃借権の譲渡は、認めないものとする。

（契約の義務違反に対する措置）

第10条 市長は、貸付けの契約に定める義務の違反を確認した場合は、次に掲げる場合に応じ、速やかに当該各号に掲げる措置をするものとする。

(1) 貸付期間中に貸付財産を指定用途以外の用途に供した場合 次に掲げる措置

ア 貸付料の1年分に相当する額（以下「貸付料年額」という。）の3倍の額の違約金を徴収するとともに、相当の期間を定めて指定用途に供すべきことを請求し、当該期間内に履行しないときは契約を解除する旨を相手方に通知する。

イ アの規定により定めた期間内に指定用途に供しない場合は、契約を解除するとともに貸付財産の明け渡しを求めるものとする。

(2) 転貸又は賃借権の譲渡をした場合 次に掲げる措置

ア 貸付料年額の3倍の額の違約金を徴収するとともに、相当の期間を定めてその取消しを求め、当該期間内に履行しないときは、契約を解除する旨を相手方に通知するものとする。

イ アの規定により定めた期間内に取消しの措置を取らない場合は、契約を解除するとともに貸付財産の明渡しを求めるものとする。

(3) 実地調査及び報告の拒否等をした場合 直ちに是正を求め、貸付料年額と同額の違約金を徴収するものとする。

(適用除外)

第11条 自動販売機の設置については、入札による行政財産の貸付けを原則とするが、次の事由に該当するものについては、行政財産の使用の許可により対応することができるものとする。

(1) 施設内の食堂、売店等を貸し出す場合で、自動販売機と一体的な管理及び運営をすべきものと判断されるもの

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)等の規定により福祉関係団体が設置に努めるよう位置づけられているもの

(3) 施設の管理を指定管理者その他外郭団体をして行わせる場合で、その得られる収入が、管理業務又は自主事業の財源の一部に充当されるもの

(4) 施設の用途廃止を3年以内に予定しているもの

(5) その他極めて短期的な設置であるなど入札に付することが困難と判断されるもの

附 則

この要綱は、平成22年7月5日から施行する。

附 則 (平成26年25小財第930号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。